

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 4 月 9 日 (金) 第198号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 救急病院等の認定 ( 2 件) (保健医療福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 ( 2 件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 私立学校の廃止の認可 (子育て支援課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 ( 2 件) (水産振興課取扱い) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 ( 4 件) (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 ( 2 件) (農地整備課取扱い) 5
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 6
- 道路の供用の開始 ( 2 件) (道路維持課取扱い) 6
- 都市計画道路事業の認可 (都市計画課取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 7
- 道路の位置指定 (南薩地域振興局取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 8

### 公 告

- 落札者等の公告 (原子力安全対策課取扱い) 9
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 9

## 告 示

### 鹿児島県告示第512号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により, 次の病院を救急病院として認定した。

令和 3 年 4 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
種子島医療センター	西之表市西之表7463番地

#### 2 認定の有効期限

令和 6 年 4 月 13 日

## 鹿児島県告示第513号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 3 年 4 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
かのや東病院	鹿屋市笠之原町2923番地1号

## 2 認定の有効期限

令和 6 年 3 月 29 日

## 鹿児島県告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 3 年 4 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
キラメキテラスヘルスケアホスピタル	鹿児島市高麗町43番30号	令和3年4月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 3 年 4 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
ひいらぎ薬局	鹿児島市高麗町26番22号OnYorMark高麗1F	令和3年4月1日	精神通院医療
くじゃく薬局	薩摩川内市御陵下町20-20	令和3年4月1日	精神通院医療
あさみ調剤薬局姫城店	霧島市国分姫城2894-1	令和3年4月1日	精神通院医療
おおぞら薬局	霧島市国分松木東7番15号	令和3年4月1日	精神通院医療
けやき薬局	霧島市隼人町松永一丁目37番2	令和3年4月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第516号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 3 年 4 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
有限会社平井薬局	奄美市名瀬鳩浜町322番地	令和3年4月1日	育成医療・更生医療

**鹿児島県告示第517号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、私立学校の廃止を次のとおり認可した。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
幼稚園型認定こども園 錦城幼稚園	鹿児島市星ヶ峯二丁目2番1号	学校法人 錦城学園	令和3年 3月31日	令和3年 3月31日
幼稚園型認定こども園 こまつばら幼稚園	鹿児島市小松原二丁目10番4号	学校法人 原田学園	令和3年 3月31日	令和3年 3月31日

**鹿児島県告示第518号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年4月9日から同月23日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名  
南さつま市笠沙町片浦15409番地 森和弘  
南さつま市笠沙町片浦15398番地 橋口隆美  
南さつま市笠沙町片浦15447番地 森辰生
- 2 加入区  
野間池加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
鹿児島県漁業協同組合

**鹿児島県告示第519号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年4月9日から同月23日まで屋久島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名  
熊毛郡屋久島町安房410番地33 岩川実  
熊毛郡屋久島町安房739番地141 星川風太  
熊毛郡屋久島町安房1763番地4 川東竜太
- 2 加入区  
屋久加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
屋久島漁業協同組合

**鹿児島県告示第520号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年3月22日付で曾於南部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第521号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業農村地域防災減災（農地保全整備）（旧：農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止）））（農業用排水施設整備）成川・福元地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年4月12日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
指宿市役所耕地林務課

**鹿児島県告示第522号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）南種子地区第1換地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年4月12日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
南種子町役場総合農政課

**鹿児島県告示第523号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）南種子地区第2換地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年4月12日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
南種子町役場総合農政課

**鹿児島県告示第524号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）南種子地区第3換地区の換地計画を定めたので，関係書類を次の

とおりに縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年4月12日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
南種子町役場総合農政課

#### 鹿児島県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）南種子地区第4換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年4月12日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
南種子町役場総合農政課

#### 鹿児島県告示第526号

土地改良事業県営経営体育成基盤整備（旧：ほ場整備）（農業用排水施設整備及び区画整理）開聞地区の工事は、平成28年12月22日に完了した。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第527号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（区画整理）KAM大隅西部地区の工事は、平成22年3月31日に完了した。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第528号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
南大隅町	平成30年10月2日から令和2年2月4日まで	地籍図及び地籍簿	南大隅町佐多馬籠の一部	令和3年3月30日
大和村	令和元年6月25日から令和3年1月18日まで	地籍図及び地籍簿	大和村大字大和濱の一部	令和3年3月30日

瀬戸内町	令和2年6月24日から 令和2年12月21日まで	地籍図及 び地籍簿	瀬戸内町大字嘉徳の一部	令和3年 3月30日
龍郷町	令和元年6月18日から 令和2年11月17日まで	地籍図及 び地籍簿	龍郷町嘉渡の一部	令和3年 3月30日

## 鹿児島県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年4月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿島上甌線	薩摩川内市上甌町中甌字中島1466番1地先内	前 後	16.3～19.5 18.9～26.2	107.5 107.5

## 鹿児島県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年4月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	鹿島上甌線	薩摩川内市上甌町中甌字中島1466番1地先内	令和3年 4月9日

## 鹿児島県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年4月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	十三谷重富線	始良市北山字才田3772番地先から同市北山字若宮脇3884番1地先まで	令和3年 4月9日

## 鹿児島県告示第532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 施行者の名称

始良市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 始良都市計画道路事業  
 (2) 名称 3・5・17号帖佐駅三拾町線

3 事業施行期間

令和3年4月9日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
始良市東餅田字九郎太郎及び字上野崎地内  
 (2) 使用の部分  
なし

鹿児島地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年4月9日

鹿児島地域振興局長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスStory (ストーリー)	日置市伊集院町 古城947番地	学びの杜学園株式会社	日置市伊集院町 下谷口1027番地 74	江口 直美	令和3年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
ハビステ徳重	日置市伊集院町 徳重二丁目9番 地5	株式会社ハンズ ウェル	日置市吹上町小 野1212番地	坂之上竜治	令和3年 4月1日	放課後等 デイサー ビス

南薩地域振興局告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年4月9日

南薩地域振興局長 大山浩昭

指定の年月日	申請者の住所及び氏名等	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 11月15日	南さつま市加世田 本町51番地4 有限会社丸信商事 代表取締役 上園邦丸	南さつま市加世田村原四 丁目16番11	81.76	4.00
平成30年 5月7日	南さつま市加世田 宮原1186番地3 本新市	南さつま市加世田宮原字 永田538番3及び542番2 並びに字下永田545番5, 545番6, 545番7及び 600番4	133.28	6.01~6.07
平成30年 7月27日	南さつま市加世田 川畑4225番地 上野菊夫	南さつま市加世田川畑字 蕨ノ原5280番12	56.20	6.02
令和元年 9月19日	鹿児島市草牟田町 5番地の17	指宿市西方字現示尾崎 2204番5	48.26	6.00

	桑水流善枝 鹿児島市玉里団地 二丁目24番17号 田畑和輝			
令和2年 2月25日	鹿児島市呉服町5 番9号 井料鋭明	南さつま市加世田村原二 丁目5番4	21.23	5.03

## 北薩地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和3年4月9日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
企業組合労協センター事業団多機能型事業来やん	出水市高尾野町 大久保555-2	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋I S P タマビル	田嶋 羊子	令和3年 3月31日	児童発達支援

## 北薩地域振興局告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年4月9日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
キッズサポート みらい	薩摩川内市高江 町654番地1	株式会社オフィスHIGASHI	薩摩川内市高江 町654番地1	東 峯生	令和3年 4月1日	児童発達支援・放課後等サービス

## 北薩地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年4月9日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
TANT訪問介護ステーション	薩摩川内市御陵 下町5604番地	合同会社TANT	薩摩川内市御陵 下町5604番地	山本 伸二	令和3年 4月1日	居宅介護 ・重度訪問介護

## 大島支庁告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス



の事業の廃止の届出があった。

令和3年4月9日

大島支庁長 印南百合子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
GRACE GARDENS SCHOOL	大島郡徳之島町 亀徳337番地	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康洋	令和3年 3月31日	就労移行 支援

## 公 告

### 落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機サービス及び関連のサービス（鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システム（S A F E R）設計・開発業務委託（フェーズ2）） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県危機管理防災局原子力安全対策課原子力防災対策係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年2月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社鹿児島支店  
鹿児島市山之口町3番31号
- 随意契約に係る契約金額  
221,870,000円
- 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当  
.....

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年4月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 入札に付する事項
  - 購入をする物品等の名称及び数量  
タブレットパソコン 4,100台
  - 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - 納入期限  
入札説明書による。
  - 納入場所  
入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
  - 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下

「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年4月9日から同月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し，又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は，配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和3年5月20日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は，同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年5月20日午後2時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は，入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

14 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Tablets Keyboards Included:4,100Units

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 20 May 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643